

川西市地域防災計画（資料編・様式編・付録編）
新旧対照表

頁	修正前	修正後																																																																		
	資料編	資料編																																																																		
1	<p>資料一 1 河川の現況</p> <p>[兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所管内重要水防区域]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>左右岸の別</th> <th>危険理由</th> <th>重要度</th> <th>地点名</th> <th>圍長 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>猪名川</td> <td>左岸</td> <td>堤防高</td> <td>A</td> <td>御社橋～多田大橋</td> <td>840</td> </tr> <tr> <td></td> <td>右岸</td> <td>"</td> <td>A</td> <td></td> <td>840</td> </tr> <tr> <td>寺畑</td> <td>左岸</td> <td>堤防高</td> <td>A</td> <td>最明寺川合流点～市</td> <td>1.070</td> </tr> <tr> <td>前川</td> <td>右岸</td> <td>"</td> <td>A</td> <td>道沢田3号橋</td> <td>1.070</td> </tr> <tr> <td>塩川</td> <td>右岸</td> <td>堤防高</td> <td>B</td> <td>塩川橋～新田橋</td> <td>270</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	左右岸の別	危険理由	重要度	地点名	圍長 (m)	猪名川	左岸	堤防高	A	御社橋～多田大橋	840		右岸	"	A		840	寺畑	左岸	堤防高	A	最明寺川合流点～市	1.070	前川	右岸	"	A	道沢田3号橋	1.070	塩川	右岸	堤防高	B	塩川橋～新田橋	270	<p>資料一 1 河川の現況</p> <p>[兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所管内重要水防区域]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>左右岸の別</th> <th>危険理由</th> <th>重要度</th> <th>地点名</th> <th>圍長 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>猪名川</td> <td>左岸</td> <td>堤防高</td> <td>A</td> <td>御社橋～多田大橋</td> <td>840</td> </tr> <tr> <td></td> <td>右岸</td> <td>"</td> <td>A</td> <td></td> <td>840</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">削 除</td> </tr> <tr> <td>塩川</td> <td>右岸</td> <td>堤防高</td> <td>B</td> <td>塩川橋～新田橋</td> <td>270</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	左右岸の別	危険理由	重要度	地点名	圍長 (m)	猪名川	左岸	堤防高	A	御社橋～多田大橋	840		右岸	"	A		840	削 除						塩川	右岸	堤防高	B	塩川橋～新田橋	270
河川名	左右岸の別	危険理由	重要度	地点名	圍長 (m)																																																															
猪名川	左岸	堤防高	A	御社橋～多田大橋	840																																																															
	右岸	"	A		840																																																															
寺畑	左岸	堤防高	A	最明寺川合流点～市	1.070																																																															
前川	右岸	"	A	道沢田3号橋	1.070																																																															
塩川	右岸	堤防高	B	塩川橋～新田橋	270																																																															
河川名	左右岸の別	危険理由	重要度	地点名	圍長 (m)																																																															
猪名川	左岸	堤防高	A	御社橋～多田大橋	840																																																															
	右岸	"	A		840																																																															
削 除																																																																				
塩川	右岸	堤防高	B	塩川橋～新田橋	270																																																															
8	<p>資料一 10 急傾斜地崩壊危険区域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>箇所番号</th> <th>区域名</th> <th>場 所</th> <th>面積</th> <th>指定年月日</th> <th>告示番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 3</td> <td>萩原</td> <td>萩原2丁目</td> <td>0.39</td> <td>平 26 年 1 月 10 日</td> <td>県告示第 14 号</td> </tr> </tbody> </table>	箇所番号	区域名	場 所	面積	指定年月日	告示番号	1 3	萩原	萩原2丁目	0.39	平 26 年 1 月 10 日	県告示第 14 号	<p>資料一 10 急傾斜地崩壊危険区域</p> <p>1 行追加</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>箇所番号</th> <th>区域名</th> <th>場 所</th> <th>面積</th> <th>指定年月日</th> <th>告示番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 3</td> <td>萩原</td> <td>萩原2丁目</td> <td>0.39</td> <td>平 26 年 1 月 10 日</td> <td>県告示第 14 号</td> </tr> <tr> <td>1 4</td> <td>笹部(1)</td> <td>笹部</td> <td>0.49</td> <td>平 28 年 3 月 1 日</td> <td>県告示第 191 号</td> </tr> </tbody> </table>	箇所番号	区域名	場 所	面積	指定年月日	告示番号	1 3	萩原	萩原2丁目	0.39	平 26 年 1 月 10 日	県告示第 14 号	1 4	笹部(1)	笹部	0.49	平 28 年 3 月 1 日	県告示第 191 号																																				
箇所番号	区域名	場 所	面積	指定年月日	告示番号																																																															
1 3	萩原	萩原2丁目	0.39	平 26 年 1 月 10 日	県告示第 14 号																																																															
箇所番号	区域名	場 所	面積	指定年月日	告示番号																																																															
1 3	萩原	萩原2丁目	0.39	平 26 年 1 月 10 日	県告示第 14 号																																																															
1 4	笹部(1)	笹部	0.49	平 28 年 3 月 1 日	県告示第 191 号																																																															

修正前

資料一 1 1 土砂災害警戒区域

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
荘園(3) I	宝塚市花屋敷荘園3丁目 川西市花屋敷山手町	急傾斜地の崩壊
中川原町(2)	川西市藪が池 大阪府池田市の中川原町	急傾斜地の崩壊
石切山北谷川Ⅲ	宝塚市石切畑 川西市南野坂1丁目	土石流
石切山西谷川Ⅲ	宝塚市石切畑 川西市南野坂1丁目	土石流
満願寺西谷 I	宝塚市満願寺町 川西市満願寺町	土石流

修正後

資料一 1 1 土砂災害警戒区域（追加）

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
荘園(3) I	宝塚市花屋敷荘園3丁目 川西市花屋敷山手町	急傾斜地の崩壊
中川原町(2)	川西市藪が池 大阪府池田市の中川原町	急傾斜地の崩壊
石切山北谷川Ⅲ	宝塚市石切畑 川西市南野坂1丁目	土石流
石切山西谷川Ⅲ	宝塚市石切畑 川西市南野坂1丁目	土石流
満願寺西谷 I	宝塚市満願寺町 川西市満願寺町	土石流
黒川田中 I	川西市黒川	急傾斜地の崩壊
黒川 I	川西市黒川	急傾斜地の崩壊
黒川染瀧谷 I	川西市黒川	急傾斜地の崩壊
黒川川原Ⅱ	川西市黒川	急傾斜地の崩壊
黒川田中Ⅱ	川西市黒川	急傾斜地の崩壊
黒川大原(1)Ⅱ	川西市黒川	急傾斜地の崩壊
黒川大原(2)Ⅱ	川西市黒川	急傾斜地の崩壊
黒川大原(3)Ⅱ	川西市黒川	急傾斜地の崩壊
黒川大峰Ⅱ	川西市黒川	急傾斜地の崩壊
黒川川原(1)Ⅲ	川西市黒川	急傾斜地の崩壊
黒川田中(2)Ⅲ	川西市黒川	急傾斜地の崩壊
黒川大上Ⅲ	川西市黒川	急傾斜地の崩壊
黒川 I	川西市黒川	土石流
大堂川 I	川西市黒川	土石流
大上川 I	川西市黒川	土石流
石打谷川 I	川西市黒川	土石流
国崎谷 I	川西市国崎	土石流
新滝川Ⅱ	川西市黒川	土石流
中島谷Ⅱ	川西市黒川	土石流
伏見台基谷Ⅲ I	川西市黒川3丁目 川西市石道 川西市石道 川西市石道	土石流
天神公園谷Ⅱ	川西市黒川	土石流

修正前

修正後

資料-15 消防団分断別ポンプ・車両配備状況

資料-15 消防団分断別ポンプ・車両配備状況

種別	消防ポンプ自動車	全自動動力ポンプ積載車	小型動力ポンプ積載車	指揮車
分団	2	7	21	1
総数		3	1	
第1分団				

種別	消防ポンプ自動車	全自動動力ポンプ積載車	小型動力ポンプ積載車	指揮車
分団	2	6	22	1
総数		2	1	
第1分団				

資料-18 動員配備基準

資料-18 動員配備基準

ア 地震

ア 地震

行政組織	災害対策組織	第1号指令	第2号指令
教育委員会			
こども未来部			
都市整備部			
教育委員会			

行政組織	災害対策組織	第1号指令	第2号指令
教育委員会			
こども未来部			
都市政策部			
みどり土木部			
教育委員会			
教育推進部			

イ 風水

イ 風水

行政組織	災害対策組織	第1号指令	第2号指令
都市整備部			

行政組織	災害対策組織	第1号指令	第2号指令
都市政策部			
みどり土木部			

資料-18 動員配備基準

資料-18 動員配備基準

行政組織	災害対策組織	第1号指令	第2号指令
こども未来部			
教育推進部			

行政組織	災害対策組織	第1号指令	第2号指令
教育委員会			
こども未来部			
教育委員会			
教育推進部			

修正後

資料一 20 災害救助法による費用の限度額等

救助の種類	対象	費用の限度額場所
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全壊又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1 戸当たり平均 29.7 ㎡(9 坪)を基準とする。 2 限度額 1 戸当たり 2,669,000 円以内 3 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会所等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる。)
炊き出しその他の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者 3 全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 1 日当たり 1,110 円以内
被災した住宅の応急修理	1 家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければならない居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもつて決定する。 2 下記金額の範囲内
被災した住宅の応急修理	1 家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければならない居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもつて決定する。 2 下記金額の範囲内
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて用いている教材実費 2 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童 1 人当たり 4,300 円 中学校生徒 1 人当たり 4,600 円 高等学校等生徒 1 人当たり 5,000 円

(単位：円)

	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上
夏季	18,000	23,000	28,000	34,000	41,000	7,000
冬季	20,400	26,500	33,000	40,000	48,000	11,000
夏季	6,000	8,100	10,200	12,300	14,400	2,000
冬季	8,800	12,700	16,600	21,400	27,000	3,500

修正前

資料一 20 災害救助法による費用の限度額等

救助の種類	対象	費用の限度額場所
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全壊又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1 戸当たり平均 29.7 ㎡(9 坪)を基準とする。 2 限度額 1 戸当たり 2,621,000 円以内 3 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会所等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる。)
炊き出しその他の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者 3 全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 1 日当たり 1,080 円以内
被災した住宅の応急修理	1 家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければならない居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもつて決定する。 2 下記金額の範囲内
被災した住宅の応急修理	1 家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければならない居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもつて決定する。 2 下記金額の範囲内
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて用いている教材実費 2 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童 1 人当たり 4,200 円 中学校生徒 1 人当たり 4,500 円 高等学校等生徒 1 人当たり 4,900 円

(単位：円)

	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上
夏季	18,200	23,500	29,000	34,500	41,000	7,000
冬季	20,200	26,800	33,000	40,000	48,000	11,000
夏季	6,000	8,100	10,200	12,300	14,400	2,000
冬季	8,700	12,800	16,900	21,900	28,000	3,500

修正後

救助の種類	対象	費用の限度額場所
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去できない者	1世帯当たり 134,800円以内

実費弁償	範囲	費用の限度額
	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	県常勤職員で救助業務従事者に相当する者の給与を考慮して知事が別に定める額とする。 ただし、当該業務従事者に相当する県常勤職員が存在しない場合は、県が実施する工事の工事費を積算する際に用いる賃金単価その他の賃金水準を考慮して知事が別に定める額とする。

[災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則]

備考 知事は、上記により難い特別の事情があるもの又は上記に記載がないものは、その都度厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、上記に規定する救助の程度、方法及び期間を超えて救助を実施するものとする。
この規定は平成28年4月1日以降に発生した災害について適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。

資料-2.2 消防・救助用資機材

種別	所 属		総 数	南 消 防 署 北 消 防 署			本 部
	放 水 砲	ラインプロポーションナー		本 署	久 代 出張所	清 原 出張所	
消 火	1	8	3	2	1	1	
機 器	1	1	1				
積 載	20	3	3	3	4	2	
送 排	15	5	5	3	2	1	
耐 熱	3	2	2			2	
耐 電	4		4	2		2	
化学防護服(防毒衣)	6	4	6	4		7	
	37	10	37	10	4	7	

修正前

救助の種類	対象	費用の限度額場所
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去できない者	1世帯当たり 134,300円以内

実費弁償	範囲	費用の限度額
	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	県常勤職員で救助業務従事者に相当する者の給与を考慮して知事が別に定める額とする。 ただし、当該業務従事者に相当する県常勤職員が存在しない場合は、県が実施する工事の工事費を積算する際に用いる賃金単価その他の賃金水準を考慮して知事が別に定める額とする。

[災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則]

備考 知事は、上記により難い特別の事情があるもの又は上記に記載がないものは、その都度厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、上記に規定する救助の程度、方法及び期間を超えて救助を実施するものとする。
この規定は平成26年4月1日以降に発生した災害について適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。

資料-2.2 消防・救助用資機材

種別	所 属		総 数	南 消 防 署 北 消 防 署			本 部
	放 水 砲	ラインプロポーションナー		本 署	久 代 出張所	清 原 出張所	
消 火	1	8	3	2	1	1	
機 器	2	1	1				
積 載	20	3	3	3	4	2	
送 排	15	5	5	3	2	1	
耐 熱	3	2	2			2	
耐 電	4		4	2		2	
化学防護服(防毒衣)	6	4	6	4		7	
	37	10	37	10	4	7	

修正前

資料-28 市所有車両

登録番号	車名	所属	車種	保管場所	用途
神戸 51 け 2665	ダイハツ	管財課	軽四乗用	能勢電高架下	共用車
神戸 51 ま 8669	ダイハツ	管財課	軽四乗用	能勢電高架下	共用車
神戸 50 ま 6903	ダイハツ	管財課	軽四乗用	能勢電高架下	共用車
神戸 581 そ 9605	ダイハツ	管財課	軽四貨物	能勢電高架下	共用車

資料-28 市所有車両

登録番号	車名	所属	車種	保管場所	用途
神戸 51 け 2665	ダイハツ	美化推進課 (減量)	軽四乗用	出在家1	共用車
神戸 51 ま 8669	ダイハツ	廃車			
神戸 50 ま 6903	ダイハツ	廃車			
神戸 581 そ 9605	ダイハツ	管財課	軽四乗用	能勢電高架下	共用車
神戸 581 は 7436	ダイハツ	管財課	軽四乗用	能勢電高架下	共用車
神戸 581 は 7437	ダイハツ	管財課	軽四乗用	能勢電高架下	共用車
神戸 581 は 7438	ダイハツ	管財課	軽四乗用	能勢電高架下	共用車

修正後

登録番号	車名	所属	車種	保管場所	用途
神戸 581 そ 9606	ダイハツ	管財課	軽四貨物	能勢電高架下	共用車
神戸 43 き 2165	ダイハツ	健康づくり 室	軽四貨物	中央町	専用車
川西市 < 8601	ホンダ	健康づくり 室	原付自転車	中央町	専用車

登録番号	車名	所属	車種	保管場所	用途
神戸 581 そ 9606	ダイハツ	管財課	軽四乗用	能勢電高架下	共用車
神戸 43 き 2165	ダイハツ	健康政策室	軽四貨物	中央町	専用車
川西市 < 8601	ホンダ	健康政策室	原付自転車	中央町	専用車

登録番号	車名	所属	車種	保管場所	用途
神戸 54 ま 1316	トヨタ	美化推進課	小型乗用	出在家1	専用車

登録番号	車名	所属	車種	保管場所	用途
神戸 54 ま 1316	トヨタ	美化推進課 (減量)	小型乗用	出在家1	専用車

登録番号	車名	所属	車種	保管場所	用途
神戸 400 ね 1394	三菱	総務調整室	小型貨物	専用駐車場	専用車
神戸 480 つ 524	三菱	総務調整室	軽四貨物	多田小学校	専用車
神戸 41 た 7945	ダイハツ	総務調整室	軽四貨物	東谷中学校	専用車

登録番号	車名	所属	車種	保管場所	用途
神戸 400 ね 1394	三菱	公共施設 シフト室	小型貨物	専用駐車場	専用車
神戸 480 つ 524	三菱	総務調整室	軽四貨物	明峰中学校	専用車
神戸 480 に 8158	ダイハツ	総務調整室	軽四貨物	東谷中学校	専用車

修正前

修正後

登録番号	車名	所属	車種	保管場所	用途
神戸 50 る 3385	ダイハツ	教育相談センター	軽四乗用	専用駐車場	専用車
神戸 500 す 7176	ダイハツ	まなび支援室	小型乗用	丸の内町	専用車
川西市 け 3590	ホンダ	明峰小学校	原付自転車	萩原台西3丁目	専用車
川西市 こ 5972	ホンダ	川西北小学校	原付自転車	日高町4-1	専用車

登録番号	車名	所属	車種	保管場所	用途
神戸 50 る 3385	ダイハツ	廃車			
神戸 500 す 7176	ダイハツ	教育相談センター	小型乗用	丸の内町	専用車
川西市 け 3590	ホンダ	牧の台小学校	原付自転車	大和東1丁目	専用車
川西市 こ 5972	ホンダ	川西北小学校	原付自転車	丸の内町	専用車

登録番号	車名	所属	車種	保管場所	用途
神戸 480 な 4322	三菱	消防本部	軽四貨物	火打1丁目	専用車
神戸 50 ま 6976	ダイハツ	消防本部	軽四乗用	火打1丁目	専用車
神戸 800 て 3318	トヨタ	北消防署	普通特殊	見野2丁目	専用車
川西市 830 ち 15	トヨタ	南消防署	普通特殊	丸の内町2	専用車
川西市 6792	ホンダ 90cc	南消防署	小型二輪車	丸の内町2	専用車
神戸 830 そ 20	トヨタ	消防本部	普通特殊	緑台6丁目	専用車

登録番号	車名	所属	車種	保管場所	用途
神戸 480 な 4322	三菱	廃車			
神戸 50 ま 6976	ダイハツ	廃車			
神戸 800 て 3318	トヨタ	消防本部	普通特殊	緑台6丁目	専用車
川西市 830 ち 15	トヨタ	南消防署	普通特殊	丸の内町2	専用車
川西市 6792	ホンダ 90cc	廃車			
神戸 830 な 20	トヨタ	北消防署	普通特殊	見野2丁目	専用車
神戸 46 に 74	トヨタ	南消防署	小型貨物	丸の内町2	専用車
神戸 830 ひ 27	日野	北消防署	普通特殊	見野2丁目	専用車

登録番号	車名	所属	車種	保管場所	用途
川西市 663	ホンダ	清和台出張所	原付自転車	清和台西5丁目	専用車
神戸 800 す 8897	ニッサン	分団本部	普通特殊	火打1丁目	専用車
神戸 800 さ 946	日野	久代	普通特殊	久代2丁目	専用車
神戸 800 さ 807	トヨタ	小花	普通特殊	小戸2丁目	専用車
神戸 800 す 1937	トヨタ	日高	普通特殊	霞ヶ丘2丁目	専用車
神戸 800 そ 899	トヨタ	芋生若宮	普通特殊	芋生向イ下	専用車

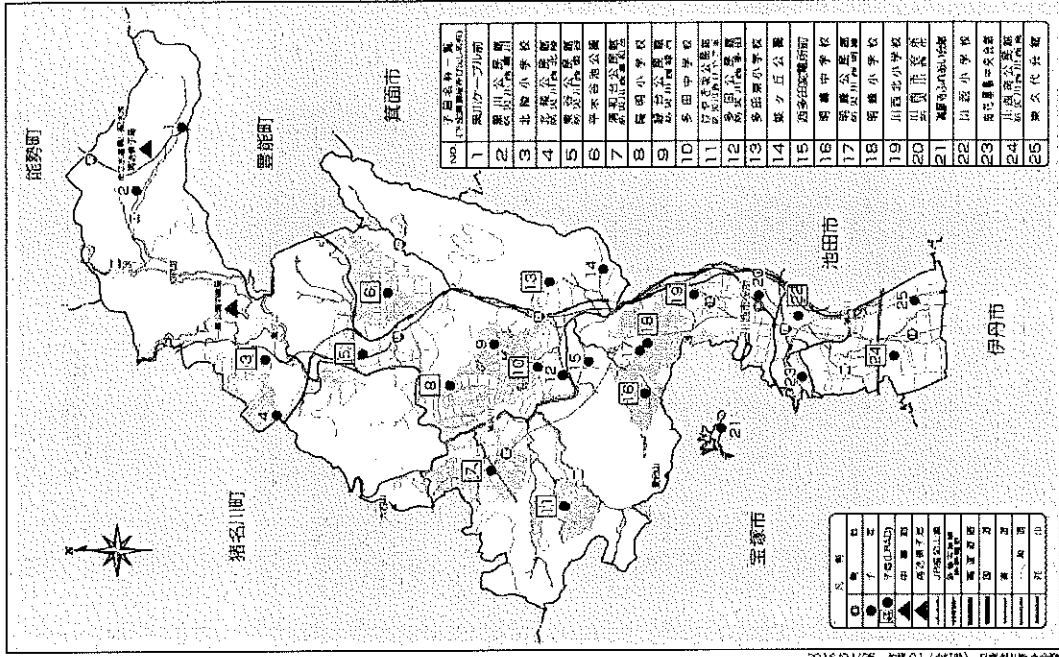
登録番号	車名	所属	車種	保管場所	用途
川西市 663	ホンダ	廃車			
神戸 800 す 8897	ニッサン	団本部	普通特殊	火打1丁目	専用車
神戸 800 さ 946	日野	久代	普通特殊	久代2丁目	専用車
神戸 800 え 4638	いすゞ	小花	普通特殊	小戸2丁目	専用車
神戸 800 す 1937	トヨタ	日高	普通特殊	火打1丁目	専用車
神戸 800 そ 4450	ニッサン	芋生若宮	普通特殊	芋生向イ下	専用車

修正前

資料-3-1 地震防災緊急事業五箇年計画（平成23年度～平成27年度）

修正後

資料-3-1 防災行政無線配置図（資料の差し替え）



修正後

資料一32 地震防災緊急事業五箇年計画（平成28年度～平成32年度）

施設名	事業名	事業概要	箇所数	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定年度

※現在調整中

修正前

資料一31 地震防災緊急事業五箇年計画（平成23年度～平成27年度）

施設名	事業名	事業概要	箇所数	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定年度
2号 避難路	土地区画整理 事業	(郡)火打滝山線 (郡)豊川橋山手線 (郡)小花滝山線 (郡)文化会館前線 (郡)せせらぎ遊歩道南線	5箇所	1.78km	2,000	平成23年度～ 平成27年度
3号 消防用施設	緊急消防援助 隊設備整備費 補助事業	災害対応特殊救急自動車・高 度救命処置用資機材×1 支援車×1 災害対応特殊消防ポンプ自 動車×1	—	3箇所	74	平成24年度 平成26年度
8の2号 公立幼稚園	施設整備事業 (市)	小型動力ポンプ付積載車× 6	—	6箇所	60	平成25年度～ 平成27年度
9-1号 公立小中学校 (校舍)	公立学校施設 整備事業	久代幼稚園ほか5園	6園	6棟	480	平成26年度
9-2号 公立小中学校 (屋内運動場)	公立学校施設 整備事業	久代小学校ほか15校	16校	43棟	2,689	平成23年度～ 平成26年度
15号 防災行政無線	施設整備事業 (市)	久代小学校ほか9校 市町村防災無線通信設備	10校	10棟	598	平成23年度～ 平成24年度
			—	1箇所	300	平成24年度

資料一32 阪神・淡路大震災における震災復興計画の基本方針・策定経過

資料一33 阪神・淡路大震災における震災復興計画の基本方針・策定経過

修正後

付録編

付録一5 川西市災害対策本部設置要綱
別表（第5条関係）部及び班の組織と事務分掌

部名	班名	事務分掌	担当行政組織
対策部 (総務部長)	総括班	<ol style="list-style-type: none"> 本部事務局との連絡調整に関する事。 本部会議決定事項の伝達に関する事。 復旧、救済にかかる基本方針等の企画調整に関する事。 県及びその他関係機関への報告に関する事。 災害情報の収集、被害状況及び災害記録の取りまとめに関する事。 部内各班との連絡調整に関する事。 避難、警戒区域等の対策全般に関する事。 応援協力要請及びそのとりまとめに関する事。 災害に関する市議会との連絡に関する事。 災害広報に関する事。 被害状況及び災害応急対策実施状況等の記録及び写真等に関する事。 被災者台帳の作成に関する事。 報道機関に対する情報発表に関する事。 災害救助法の適用申請及び激甚災害の指定手続き並びに報告及びとりまとめに関する事。 防災行政無線無線局の管理運用に関する事。 他の部、班の所管に属さないこと。 	総合政策部 総務部 市民生活部 健康福祉部 会計課 都市政策部 みどり土木部 会計課 こども未来部 教育推進部 消防本部 選挙管理委員会 監査委員事務局 農業委員会

付録編

付録一5 川西市災害対策本部設置要綱
別表（第5条関係）部及び班の組織と事務分掌

部名	班名	事務分掌	担当行政組織
対策部 (総務部長)	総括班	<ol style="list-style-type: none"> 本部事務局との連絡調整に関する事。 本部会議決定事項の伝達に関する事。 復旧、救済にかかる基本方針等の企画調整に関する事。 県及びその他関係機関への報告に関する事。 災害情報の収集、被害状況及び災害記録の取りまとめに関する事。 部内各班との連絡調整に関する事。 避難、警戒区域等の対策全般に関する事。 応援協力要請及びそのとりまとめに関する事。 災害に関する市議会との連絡に関する事。 災害広報に関する事。 被害状況及び災害応急対策実施状況等の記録及び写真等に関する事。 被災者台帳の作成に関する事。 報道機関に対する情報発表に関する事。 災害救助法の適用申請及び激甚災害の指定手続き並びに報告及びとりまとめに関する事。 他の部、班の所管に属さないこと。 	総合政策部 総務部 市民生活部 健康福祉部 会計課 都市整備部 教育委員会 消防本部 選挙管理委員会 監査委員事務局 農業委員会

部名	班名	事務分掌	担当行政組織
地区対策 総括部 (キセラ川西 整備部長)	庶務班 ・南郷 班 ・中央 班 ・明峰 班 ・多田 班	<ol style="list-style-type: none"> 部及び各地区対策部との連絡調整に関する事。 地区内における配置人員、被害状況のとりまとめ及び報告に関する事。 地区内の避難所及び避難者の状況のとりまとめ及び報告に関する事。 部内各班との連絡調整に関する事。 	キセラ川西整備部 総合政策部 総務部 市民生活部 健康福祉部 都市政策部 みどり土木部 こども未来部 教育推進部

部名	班名	事務分掌	担当行政組織
地区対策 総括部 (キセラ川西 整備部長)	庶務班 ・南郷 班 ・中央 班 ・明峰 班 ・多田 班	<ol style="list-style-type: none"> 部及び各地区対策部との連絡調整に関する事。 地区内における配置人員、被害状況のとりまとめ及び報告に関する事。 地区内の避難所及び避難者の状況のとりまとめ及び報告に関する事。 部内各班との連絡調整に関する事。 	キセラ川西整備部 総合政策部 総務部 市民生活部 健康福祉部 都市整備部 教育委員会

修正後

部名	班名	事務分掌	担当行政組織
土木・住宅技術部 (都市政策課長)	庶務班 土木活動班	1 本部及び市内各班との連絡調整に関すること。 1 道路、河川、水路等の障害物の除去に関すること。 2 防災活動及び器材の整備に関すること。 3 道路、橋りょう、公園等の被害の調査に関すること。 4 橋りょうの流失、道路、公園、ため池の損壊等の応急措置に関すること。 5 河川、堤防の決壊等の応急措置及び被害調査に関すること。 6 現地における専門技術指導に関すること。 7 ため池の危険防止に関すること。 8 地すべり等の応急措置に関すること。(主に官有地を含むもの。) 9 農林関係の被害状況調査に関すること。 10 緊急輸送路の点検、確保に関すること。	みどり土木部 市民生活部
	住宅班	1 災害救助法に基づく応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理にかかるとる事務処理に関すること。 2 応急仮設住宅の入退居手続及び管理に関すること。	都市政策課 みどり土木部 市民生活部
	住宅活動班	1 住宅内に運び込まれた障害物の除去に関すること。 2 応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理に関すること。 3 防災活動及び器材の整備に関すること。 4 公共建築物・文教関係施設等の被害調査に関すること。 5 地すべり等の応急措置に関すること。(主に民地にかかるとるもの。) 6 現地における専門技術指導に関すること。 7 宅地造成地区の危険防止に関すること。 8 野外収容施設の設置に関すること。 9 建物の応急危険度判定に関すること。	

修正前

部名	班名	事務分掌	担当行政組織
土木・住宅技術部 (都市整備部長)	庶務班 土木活動班	1 本部及び市内各班との連絡調整に関すること。 1 道路、河川、水路等の障害物の除去に関すること。 2 防災活動及び器材の整備に関すること。 3 道路、橋りょう、公園等の被害の調査に関すること。 4 橋りょうの流失、道路、公園、ため池の損壊等の応急措置に関すること。 5 河川、堤防の決壊等の応急措置及び被害調査に関すること。 6 現地における専門技術指導に関すること。 7 ため池の危険防止に関すること。 8 地すべり等の応急措置に関すること。(主に官有地を含むもの。) 9 農林関係の被害状況調査に関すること。 10 緊急輸送路の点検、確保に関すること。	都市整備部 市民生活部
	住宅班	1 災害救助法に基づく応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理にかかるとる事務処理に関すること。 2 応急仮設住宅の入退居手続及び管理に関すること。	都市整備部 市民生活部
	住宅活動班	1 住宅内に運び込まれた障害物の除去に関すること。 2 応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理に関すること。 3 防災活動及び器材の整備に関すること。 4 公共建築物等の被害調査に関すること。 5 地すべり等の応急措置に関すること。(主に民地にかかるとるもの。) 6 現地における専門技術指導に関すること。 7 宅地造成地区の危険防止に関すること。 8 野外収容施設の設置に関すること。 9 建物の応急危険度判定に関すること。	

修正後

部名	班名	事務分掌	担当行政組織
教育部 (教育推進部長)	庶務班	1 本部及び部内各班との連絡調整に関すること。 2 県教育委員会等関係機関への報告に関すること。 3 教育施設の使用に関すること。 4 (削除) 4 部内の庶務に基づく学用品の給与にかかる事務 5 災害救助法に基づく学用品の給与にかかる事務 6 処理に関すること。	教育推進部
	指導班	1 非常時における教育機関の運営その他指導に関すること。 2 教職員、児童生徒の被害調査に関すること。 3 災害救助法に基づき、学用品の給与を行うこと。	
応援部 (市議会議長)	応援班	(救護物資の配分を除く。) 1 他部の応援に関すること。	市議会議事局 公共施設マネジ メント室 子ども未来部 教育推進部

付録一5 川西市災害対策本部設置要綱
(地震時地区対策部所管地区一覧表)

地区対策部名 (設置場所)	町名
------------------	----

東谷地区対策部 (東谷公民館)	見野1丁目～3丁目、東畦野1丁目～6丁目、東畦野山手1丁目・2丁目、西畦野1丁目・2丁目、山原1丁目・2丁目、緑が丘1丁目・2丁目、山下町、笹部1丁目～3丁目、下財町、一庫1丁目～3丁目、東畦野、西畦野、山原、山下、笹部、一庫、大和東1丁目～5丁目、大和西1丁目～5丁目、長尾町、国崎、黒川、横路
北陵地区対策部 (北陵公民館)	美山台1丁目～3丁目、丸山台1丁目～3丁目

※ 地区対策部の所管区域はそれの存在する市立中学校の校区又は市立小学校の校区とする。
(削除)

修正前

部名	班名	事務分掌	担当行政組織
教育部 (教育推進部長)	庶務班	1 本部及び部内各班との連絡調整に関すること。 2 県教育委員会等関係機関への報告に関すること。 3 教育施設の使用に関すること。 4 文書関係施設等の被害調査に関すること。 5 部内の庶務に関すること。 6 災害救助法に基づく学用品の給与にかかる事務 7 処理に関すること。	教育委員会
	指導班	1 非常時における教育機関の運営その他指導に関すること。 2 教職員、児童生徒の被害調査に関すること。 3 災害救助法に基づき、学用品の給与を行うこと。	
応援部 (市議会議長)	応援班	(救護物資の配分を除く。) 1 他部の応援に関すること。	市議会議事局 公共施設マネジ メント室 教育委員会

付録一5 川西市災害対策本部設置要綱
(地震時地区対策部所管地区一覧表)

地区対策部名 (設置場所)	町名
------------------	----

東谷地区対策部 (※1東谷公民館)	見野1丁目～3丁目、東畦野1丁目～6丁目、東畦野山手1丁目・2丁目、西畦野1丁目・2丁目、山原1丁目・2丁目、緑が丘1丁目・2丁目、山下町、笹部1丁目～3丁目、下財町、一庫1丁目～3丁目、東畦野、西畦野、山原、山下、笹部、一庫、大和東1丁目～5丁目、大和西1丁目～5丁目、長尾町、国崎、黒川、横路
北陵地区対策部 (北陵公民館)	美山台1丁目～3丁目、丸山台1丁目～3丁目

※ 地区対策部の所管区域はそれの存在する市立中学校の校区又は市立小学校の校区とする。
※1 平成28年3月31日まで耐震工事のため東谷幼稚園に設置する。

頁	修正前	修正後																		
117	<p>付録－8 市関係施設 市関係施設（主なもの）</p> <table border="1" data-bbox="331 1254 422 2033"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西久代会館</td> <td>川西市久代4丁目2-7</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="483 1254 526 2033"> <tr> <td>茶保育所</td> <td>” 茶根13-4</td> <td>072(759)8565</td> </tr> </table>	施設名称	所在地	電話番号	西久代会館	川西市久代4丁目2-7		茶保育所	” 茶根13-4	072(759)8565	<p>付録－8 市関係施設 市関係施設（主なもの）</p> <table border="1" data-bbox="331 353 422 1133"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西久代会館</td> <td>川西市久代4丁目2-7</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="483 353 526 1133"> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	施設名称	所在地	電話番号	西久代会館	川西市久代4丁目2-7		(削除)		
施設名称	所在地	電話番号																		
西久代会館	川西市久代4丁目2-7																			
茶保育所	” 茶根13-4	072(759)8565																		
施設名称	所在地	電話番号																		
西久代会館	川西市久代4丁目2-7																			
(削除)																				